

# 区部の給水栓における有機フッ素化合物（PFOS及びPFOAの合計、PFHxS）の検査結果（令和元年度10月及び3月）

（単位：ng/L）

区	給水栓 No.	代表浄水場（所）	PFOS及びPFOAの合計		PFHxS		区	給水栓 No.	代表浄水場（所）	PFOS及びPFOAの合計		PFHxS	
			令和元年10月	令和2年3月	令和元年10月	令和2年3月				令和元年10月	令和2年3月	令和元年10月	令和2年3月
文京区	1	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5	杉並区	21	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
品川区	2	金町浄水場	<5	<5	<5	<5		24	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
大田区	3	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5	中野区	25	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	4	長沢浄水場	<5	<5	<5	<5		38	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	5	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5	新宿区	26	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
	23	長沢浄水場	<5	<5	<5	<5		27	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
世田谷区	6	長沢浄水場	<5	<5	<5	<5	中央区	28	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	7	長沢浄水場 砧浄水場	<5	10	<5	<5		43	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5
	8	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5		47	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	9	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5	葛飾区	29	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5
	10	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5		35	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	北区	11	砧下浄水所 朝霞浄水場	<5	13	<5	<5	江東区	30	金町浄水場	<5	<5	<5
12		朝霞浄水場 三園浄水場	<5	<5	<5	<5	32		金町浄水場	<5	<5	<5	<5
18	三園浄水場	<5	<5	<5	<5	44	金町浄水場		<5	<5	<5	<5	
13	三郷浄水場 朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5	45	金町浄水場		<5	<5	<5	<5	
港区	14	三郷浄水場 朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5	墨田区	31	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	22	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5		37	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
目黒区	15	長沢浄水場	<5	<5	<5	<5	江戸川区	33	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
豊島区	16	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5		34	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
千代田区	36	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5	足立区	39	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
板橋区	17	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5		41	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
練馬区	19	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5		46	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
	20	三郷浄水場	<5	<5	<5	<5	荒川区	40	金町浄水場	<5	<5	<5	<5
台東区	42	朝霞浄水場	<5	<5	<5	<5							

<5：検査結果が定量下限値である5ng/L未満であることを表す。